平成 31 年 3 月 28 日

株 主 各 位

会 社 名 株 式 会 社 ｓ Ｍ ｅ ｄ ｉ ｏ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岩 本 定 則
（コード番号：3913 東証マザーズ）
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 北 埜 弘 剛
（TEL.03-6262-8660）

「第 12 期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

平成 31 年 3 月 13 日付でご送付いたしました、当社「第 12 期定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点(脱字)がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、当社ウェブサイトへの掲載をもちまして、下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

なお、修正箇所は下線部のとおりであります。

記

１．修正箇所（脱字）

第 12 期定時株主総会招集ご通知 31 ページ

株主総会参考書類

第 4 号議案 取締役に対する株式報酬制度導入のための金銭債権報酬額および内容決定の件

１．提案の理由および当該報酬を相当とする理由

訂正箇所は、次ページの下線を付してある箇所になります。

２．修正内容

（修正前）

当社の取締役の報酬等の額は、平成 23 年３月 30 日開催の第４期定時株主総会において、年額 150 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）に対し、新たに、金銭債権報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

取締役に支給された金銭債権報酬は、自社株式の出資の払込に充てられることとなります。株式報酬制度（以下、本制度という。）を導入するのは、当社の中長期的な業績の向上と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案に基づき当社の取締役に対して自社株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額 150 百万円以内といたします。

（後略）

（修正後）

当社の取締役の報酬等の額は、平成 23 年３月 30 日開催の第４期定時株主総会において、年額 150 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）に対し、新たに、金銭債権報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

取締役に支給された金銭債権報酬は、自社株式の出資の払込に充てられることとなります。株式報酬制度（以下、本制度という。）を導入するのは、当社の中長期的な業績の向上と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案に基づき当社の取締役に対して自社株式の付与のために支給する金銭債権報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額 150 百万円以内といたします。

（後略）

以　上